

# 本号で公布された 法令のあらまし

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係  
法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定  
める政令（政令第二九五号）（厚生労働省）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏  
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係  
法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第  
一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二四  
年四月一日とすることとした。ただし、法第二条  
中障害者自立支援法（平成一七年法律第二二二  
号）第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三  
二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第  
三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一條第  
三項、第一八条第二項、第三九条、第五六条第一  
項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規  
定、法第四条中児童福祉法（昭和二二年法律第一  
六四号）第二六条第一項第二号、第六三条の三の  
二第一項ただし書及び第六三条の四の改正規定並  
びに法第六六条中精神保健及び精神障害者福祉に關  
する法律（昭和二五年法律第一二二二号）「第四九  
条第一項の改正規定、第五五條第一七項」を「第五  
四〇条、第四三條、第四六條、第四八條、第五〇  
條、第五三條、第五七條、第六二條、第六四條、  
第六七條及び第七〇條の規定の施行期日は、平成  
二三年一〇月一日とすることとした。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏  
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係  
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関  
係政令の整備に関する政令（政令第二九六号）  
（厚生労働省）

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係  
一 特定障害者特別給付費の支給に関する事項  
福祉サービスに、共同生活介護、共同生活

援助その他これらに類するものとして厚生  
労働省令で定めるものを追加することとし  
た。（第二一条の二関係）

(一) 特定障害者特別給付費の支給（第二一条  
の三関係）  
1 指定障害者支援施設等から特定入所等  
サービスを受けた特定障害者に対して支  
給する特定障害者特別給付費の額は、指  
定障害者支援施設等における食事の提供  
及び居住に要する平均的な費用の額を勘  
案して厚生労働大臣が定める費用の額か  
ら平均的な家計における食費及び居住に  
要する費用の状況並びに特定障害者の所  
得の状況その他の事情を勘案して厚生労  
働大臣が定める方法により算定する額を  
控除して得た額（その額が現に食事の提  
供及び居住に要した費用の額を超えるこ  
ときは、当該現に食事の提供及び居住に要  
した費用の額）とすることとした。

(2) 指定障害福祉サービス事業者から特定  
入所等サービスを受けた特定障害者に対  
して支給する特定障害者特別給付費の額  
は、共同生活同居における居住に要する  
平均的な費用の額を勘案して厚生労働大  
臣が定める費用の額に相当する額（その  
額が現に居住に要した費用の額を超える  
ときは、当該現に居住に要した費用の額）  
とすることとした。

2 障害福祉サービス費等負担対象額に係る都  
道府県及び国の負担に関する事項  
障害福祉サービス費等負担対象額のうち、  
各市町村の支弁する介護給付費等に同行援護  
に係るものも含むこととした。（第四四條第三  
項関係）

二 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行  
令の一部改正関係  
やむを得ない事由により市町村が行う措置の  
対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加  
することとした。（児童福祉法施行令第二六條第  
一項及び身体障害者福祉法施行令第一八條）  
三 この政令は、平成二三年一〇月一日から施行  
することとした。

## 政 令

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏  
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律  
の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政  
令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 藤村 修

政令第二九五号

障がい者制度改革推進本部等における検討  
を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま  
での間にいて障害者等の地域生活を支援す  
るための関係法律の整備に関する法律の一  
部の施行期日を定める政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等にお  
ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見  
直すための間にいて障害者等の地域生活を  
支援するための関係法律の整備に関する法  
律（平成二十二年法律第七十一号）附則第  
一条第三号の規定に基づき、  
この政令を制定する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏  
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律  
の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第  
一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二  
四年四月一日とする。ただし、法第二条中障害者  
自立支援法（平成一七年法律第二二二号）第五  
条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三  
二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並び  
に第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第  
一条第三号、第十八条第二項、第三十九條、第五  
十條、第六十一條第一項及び第八十五條第  
二項の改正規定、法第四条中児童福祉法（昭和二  
十二年法律第六十四号）第二六條第一項第二  
号、第六十三條の三の二第一項ただし書及び第六  
十三條の四の改正規定並びに法第六六条中精神保健  
及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年  
法律第二二二号）第四十九條第一項の改正規定  
（「第五五條第十七項」を「第五五條第十八項」に改  
める部分に限る。）並びに法附則第四十條、第四十

三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五  
十三條、第五十七條、第六十二條、第六十四條、  
第六十七條及び第七十條の規定の施行期日は、平  
成二十三年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 藤村 修  
総務大臣 川端 達夫  
財務大臣 安住 淳  
厚生労働大臣 小宮山洋子  
国土交通大臣 前田 武志

御 名 御 璽

平成二十三年九月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 藤村 修

政令第二九六号

障がい者制度改革推進本部等における検討  
を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま  
での間にいて障害者等の地域生活を支援す  
るための関係法律の整備に関する法律の一  
部の施行に伴う関係政令の整備に関する政  
令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等にお  
ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見  
直すための間にいて障害者等の地域生活を  
支援するための関係法律の整備に関する法  
律（平成二十二年法律第七十一号）の一  
部の施行に伴い、並びに障害者  
自立支援法（平成一七年法律第二二二号）第  
三十四條第一項及び第二項並びに第九十四條第一  
項第一号並びに児童福祉法（昭和二二年法律第  
百六十四号）第二十一條の六並びに関係法律の規定  
に基づき、この政令を制定する。

(障害者自立支援法施行令の一部改正)  
第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政  
令第十号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「第五五條第十八項」を、「第五五條第十  
九項」に改める。  
第十四條中、「第五五條第十七項第二号」を、「第  
五五條第十八項第二号」に、「の規定又は」を、「又  
は」に改める。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏  
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に  
いて障害者等の地域生活を支援するための関係  
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関  
係政令の整備に関する政令（政令第二九六号）  
（厚生労働省）